資料 1

府中市空家等対策計画(案)

平成29年5月11日時点案

章立て

第1部 計画の概要

- 第1章 計画の背景・目的、位置づけ
- 第2章 計画期間
- 第3章 用語の定義、空き家の種類、対象とする地区
- 第4章 空き家対策に係る法令・例規等

第2部 現状と課題

- 第1章 府中市の概況・人口推移
- 第2章 国や東京都の動き
- 第3章 住宅・土地統計調査
- 第4章 市で把握している荒廃した空き家
- 第5章 市内における空き家の問題点
- 第6章 空き家対策を進めるうえでの主な課題

第3部 空き家対策の基本方針

- 第1章 基本目標
- 第2章 方向性ごとの施策
 - 第1節 住居の状態に応じた対策
 - 第2節 空き家の種類に応じた対策
 - 第3節 空き家の利活用検討
 - 第4節 空き家の利活用検討(公共目的)

第4部 空き家対策の進め方

- 第1章 調査
- 第2章 実施体制
- 第3章 府中市空家等対策協議会

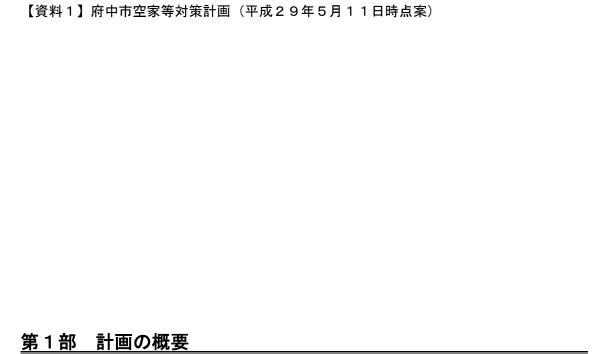
第5部 相談への対応

第6部 特定空家等

- 第1章 特定空家等に対する措置
- 第2章 その他対処

第7部 その他

【巻末】資料、索引



第1章 計画の背景・目的、位置づけ

1 計画の背景・目的

近年、全国的な人口減少や高齢化、既存建築物の老朽化、社会ニーズの変化及び産業構造の変化などを背景に、住宅を中心とした空き家が年々増加しています。適切な管理が行われないまま放置されている状態の空き家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせることもあり、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすこともあるため、早急な対策の実施が求められております。

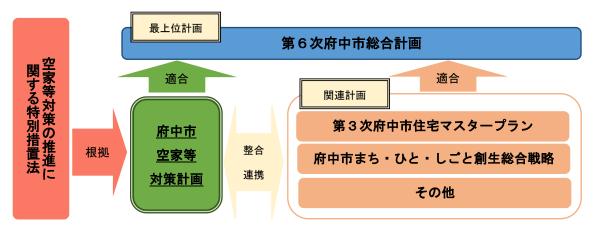
こうした背景から、国では、この空き家問題の解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」といいます。)を完全施行し、国・県・市町村・所有者及び管理者それぞれの責務を定め、空家等の対策を総合的に推進していくこととしております。

本市では、住民の生活環境の保全や空き家問題について本市の考え方を明確にし、空き家対策を総合的かつ計画的に推進していくために、「府中市空家等対策計画」(以下「本計画」といいます。)を作成しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたものです。 本市では、空き家・空き地等対策事業を第6次府中市総合計画における「安全で快適に 暮らせる持続可能なまち」に寄与する一施策として位置づけているため、本計画はこの 施策を効果的に実施するために、本市の実情に合わせて、より具体的な内容を策定する ものです。

なお、計画の策定にあたっては、最上位計画である第6次府中市総合計画に適合する とともに、第3次府中市住宅マスタープラン等の関連計画との整合・連携を図りました。



図表1:本計画の位置づけ

第2章 計画期間

計画期間については、第6次府中市総合計画・後期基本計画の計画期間と連動させ、 2018 (平成30) 年度から2021 (平成33) 年度までの4年間とします。

なお、本計画については、国や都の空き家政策の動向、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、計画内容について必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

図表2:計画期間

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
第6次府中市総合計画	後期基本計画・計画期間(4年間)			
府中市空家等対策計画		計画期間((4 年間)	

第3章 用語の定義、空き家の種類、対象とする地区

1 用語の定義

「空家等」及び「特定空家等」については、法に以下のとおり定められています。本 計画における「空家等」及び「特定空家等」についても、この条文の定めに準拠するも のとします。

★法における「空家等」及び「特定空家等」の定義

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。
 - ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
 - 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

※本計画における「空き家」・「空家等」などの表現について

使用されていない住宅などについて一般論を述べる場合や、「住宅・土地統計調査」における表現などについては、一般名称である事や、平成28年度までに行われた府中市空家等対策協議会における用法等との整合性に配慮し、「空き家」という呼称を主に使用しています。

一方、法の内容や法に基づく運用・措置を説明する場合には「空家等」・「特定空家等」 を主に使用しています。

2 空き家の種類

本計画の対象とする空き家の種類は、原則として、法に定める「空家等」とします。 なお、法に定める「空家等」は、共同住宅や長屋で、一部が空室となっているものは 対象としていません。

3 対象とする地区

空家等対策計画の対象地区は、府中市内全域とします。

第4章 空き家対策に係る法令・例規等

空き家対策に係る法令・例規等について、主な法との相違点を整理すると、以下のようになります。

図表3:空き家対策に係る法令・例規等

施策等の名称	制度等の根拠	概要	主な法との相違点
建築基準法に基づく保安上危険な既存不適格建築物等に対する措置	建築基準法第 10 条	〇等ば恐物勧該な必き〇保築を日本にで、く建置と格措なと、命 著適な かっとの またに で の また の	〇措置権者(特定行政庁)が異なる。 〇「空家等」以外も対象となる。 〇"景観を損なっている状態"は措置対象となら、 一、では、は特別では、 一、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
道路法に基づく 禁止行為等に対 する措置	道路法第 43 条、第 44 条、第 47 条の 11、 第 48 条、第 71 条第 1 項・第 3 項	○沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務○道路保全立体区域内の制限○道路管理者等の監督処分	○措置権者(道路管理者)が異なる。 ○「空家等」以外も対象となる。 ○道路に関する禁止行為のみが措置の対象となる。
消防法に基づく 火災の予防のた めの措置	消防法第3条、第5 条、第5条の3、第9 条	消防長、消防署長その他の 消防吏員は、火災の予防に危 険であると認める場合に、み	〇措置権者(消防長、 消防署長その他の消防 吏員)が異なる。

		だりに存るない。 という では で の の の の の の の の の の の の の の の の の	○「空家等」以外も対象となる。 ○火災予防や消防活動の障害のみが措置の対象となる。
災害対策基本法 に基づく応急公 用負担等	災害対策基本法第 64条	市町村長は、災害が発生した場合等において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用等できる。	○「空家等」以外も対象となる。 ○災害発生時等に限定される。 ○応急措置を実施するため緊急の必要がある場合に限定される。
災害救助法に基づく救助	災害救助法第 4 条第 10 号 災害救助法施行令第 2 条第 2 号	災害に基づく救助として、 災害によって運ばれた日常 生活に著しい支障を及ぼし ているものの除去ができる。	○措置権者(都道府県知事)が異なる。 ○「空家等」以外も対象となる。 ○災害によって運ばれた支障物のみが対象となる。
民法に基づく事 務管理	民法第 697 条、第 698 条	義務なく他人のために事 務の管理を始めた者は、その 事務の性質に従い、最も本人 の利益に適合する方法によ って、その事務の管理をしな ければならない。	〇行政以外も実施可能。 〇「空家等」以外も対象となる。 〇本人の意思に反することはできない。 ※事務管理に基づく対応が可能か否かは議論がある。
民法に基づく緊 急避難	民法第 720 条第 2 項	他人の物から生じた急迫 の危難を避けるためその物 を損傷した場合、損害賠償の 責任を負わない。	○行政以外も実施可能。 ○「空家等」以外も対象となる。 ○"急迫の危難"が生じている場合に限られる。

※参考資料:国土交通省「空家等対策に係る関連施策等(平成29年4月版)」

【資料1】府中市空家等対策計画(平成29年5月11日時点案)

第2部 現状と課題

第1章 府中市の概況・人口推移

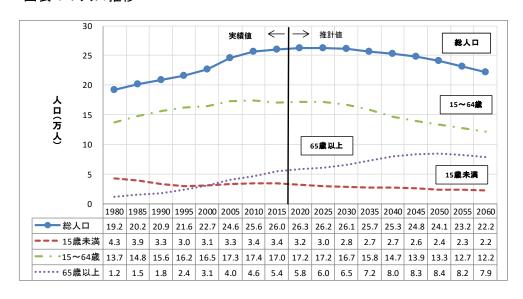
府中市は、東京都のほぼ中央に位置し、副都心新宿から西方約 22 キロメートルの距離 にあります。

面積は 29.43 平方キロメートルで、その広がりは東西 8.75 キロメートル、南北 6.70 キロメートルとなっています。

南端に多摩川が流れ、ここから北へ約 1.7 キロメートルにわたって平坦地が広がり、これより東西に走る高さ約 6 メートルから 7 メートルの崖線から北へ約 2.5 キロメートルにわたって立川段丘が広がっています。この段丘は西端で海抜 70 メートル、東端が海抜 40 メートルで、市内で最も高いところは府中市武蔵台 3 丁目で海抜 82 メートルです。

1954 (昭和 29) 年 4 月、府中町、多磨村及び西府村の 1 町 2 村が合併し、人口約 5 万人の府中市が誕生しました。現在では、人口約 26 万人を擁する首都東京の近郊都市として、発展を続けています。

本市の人口推移については、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所が 2013 (平成 25) 年に公表した推計値によると、総人口は 2020(平成 32) 年頃をピークに減 少が始まる見通しとなっています。

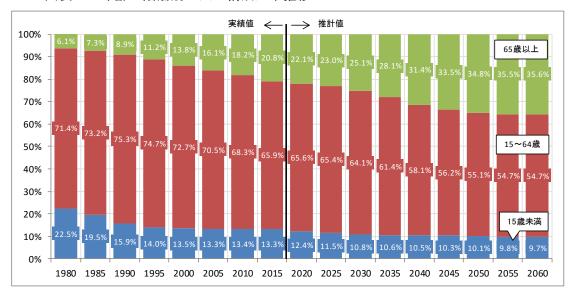


図表4:人口推移

※総人口は年齢不詳を含むため、年齢3区分人口の合計と一致しない場合がある。

(出典) 実績値:総務省「国勢調査」、推計値:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

また、上記数値を年齢 3 階層別の人口構成比率に置き換えて見てみると、本市は一貫 して高齢化率が上昇する見通しとなっており、2040 年には高齢化率が 30%以上となるこ とが予測されています。



図表 5:年齢 3階層別·人口構成比率推移

※年齢不詳を除いて年齢3階層の比率を算出している。

(出典) 実績値:総務省「国勢調査」、推計値:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

第2章 国や東京都の動き

1 国の動き

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法

国は、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布しました。

また、平成27年2月に同法を一部施行するとともに、「空家等」に関する施策の実施に関する基本的な事項を記載した基本指針を定めました。

そして、同年 5 月には同法を完全施行するとともに、同法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を公表しました。

② 空き家再生等推進事業

不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う「除却事業タイプ」と、空き家住宅又は空き建築物の活用を行う「活用事業タイプ」があり、一定の要件に該当する場合、各事業について国庫補助が行われます。

③ 空き家対策総合支援事業

空家等対策計画(法第6条)に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、補助が行われます。補助対象事業は、 空家等対策計画に基づく「空き家の活用」「空き家の除却」「関連する事業」などとなっています。

空き家対策に関し、民間事業者、法務や不動産の専門家、市区町村等が連携して、 関連法令・事例等の整理、取組みスキームや運用方針等の作成を行い、これを実際の 空き家に適用して実施する先駆的な取組みについて、国がその実施に要する費用の一 部を補助するものです。

⑤ 空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置

国は、平成27年5月に、法の規定に基づき、市町村長が特定空家等の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとしました。

適切な管理が行われていない空き家が放置されることへの対策として、固定資産税等の特例措置を解除すべきとの指摘があること等を踏まえ、空き家の除却・適正管理を促進し、市町村による空き家対策を支援する観点から、上記条件に該当する場合に、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外する措置を講じたものです。

なお、固定資産税の住宅用地特例の内容は以下のとおりです。

	小規模住宅用地 (200 ㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200 ㎡を超える部分)
固定資産税の 課税標準	1/6に減額	1/3に減額

⑥ 空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

国は、平成28年度税制改正において、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例措置を創設しました。

本制度は、空き家が放置され、周辺の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、 空き家の最大の要因である「相続」に由来する古い空き家(除却後の敷地を含む。)の 有効活用を促進することにより、空き家の発生を抑制するために創設されました。

なお、本制度が適用される家屋又は土地は、国が定めた「相続発生日を起算点とした適用期間の要件」「相続した家屋の要件」「譲渡する際の要件」を満たす必要があります。

2 東京都の動き

(1) モデル事業者によるワンストップ相談窓口の設置

東京都は、相続等で発生した空き家の売却・賃貸・適正管理等の利活用を図るためのモデル事業者を公募し、選定しています。このモデル事業者はワンストップ相談窓口を設置し、空き家所有者等に対して、具体的な手法や経済的な試算等を含めた様々な情報を提供し、東京都はモデル事業者に対し費用の一部を補助しています。また、東京都は、モデル事業者が行った相談結果等を収集・分析し、事例等を広く都民に提供します。

② 専門家団体等との協定締結(相談窓口開設団体)

東京都は、空き家の有効活用、適正管理、空き家発生の未然防止等を推進するため、不動産、建築、法律等の専門家団体及び金融機関と、協力・連携に関する協定を締結しています。また、東京都は、団体及び金融機関が設置する、都内に所在する空き家の所有者等が抱える課題に応じた専門家による相談窓口を案内しています。

団体名	相談内容
東京弁護士会/第一東京弁護士会/第二東京弁護士会	空き家の相続、成年後見・財産管理、契約、
	紛争の解決に関すること
東京司法書士会	空き家の相続・登記、財産管理、成年後見
	等に関すること
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会	空き家の売買や賃貸に関すること
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部	空き家の売買や賃貸に関すること
一般社団法人 東京建築士会	空き家の利活用の調査や建築に関すること
一般社団法人 東京都建築士事務所協会	空き家の利活用の調査や建築に関すること
東京土地家屋調査士会	空き家の敷地境界に関すること
東京都行政書士会	空き家の所有者と相続人の調査確認、資産
	の有効活用や手続きに関すること
みずほ信託銀行	空き家の有効活用や融資、資産承継・遺言
	信託等に関すること

③ 東京都居住支援協議会の設立

東京都では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進などについて、東京都、東京都住宅供給公社、不動産団体及び福祉団体等で構成する東京都居住支援協議会において協議しています。

同協議会では、急増する空き家の諸問題に対しての協議も実施しています。

第3章 住宅・土地統計調査

空き家率(B/A)

総務省統計局が 5 年おきに実施している「住宅・土地統計調査」によると、最新(平成 25 年)の調査結果では、本市の住宅総数は 129,130 戸、うち空き家が占める割合(空き家率)は 12.0%となっており、前回調査時点と比較して空き家率は上昇しています。

H15年 H10年 H20年 H5年 H25年 推移(折れ線グラフ) (1993)(1998) (2003) (2008)(2013) 住宅総数(A) 96,540 106,750 120,450 129,130 87.280 前回調査からの増減率 110.6% 107.2% 110.6% 112.8% 空き家 11.290 10.010 10.220 13.460 16.320 +一時現在者のみ住宅 居住世帯 なし住宅 8,750 9,640 13,190 15,460 空き家(B) 前回調査からの増減率(空き家(B)) 110.2% 136.8% 117.2%

9.1%

9.0%

11.0%

図表6:「住宅・土地統計調査」における本市の住宅総数・空き家率等の状況

(出典) 総務省統計局「住宅・土地統計調査」

12.0%

ただし、「住宅・土地統計調査」における空き家には、適正な管理がなされているものも含まれています。次頁の図表7は、「住宅・土地統計調査」における空き家の内訳を示した資料ですが、本市の空き家の大多数、84.2%は"賃貸用の住宅"であり、一般的には所有者・管理業者等により適切な管理がなされています。「住宅・土地統計調査」における空き家のうち、荒廃した空き家となる可能性が高く、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態の空き家は、"その他の住宅"に分類されていると考えられます。

本市の住宅総数のうち、"その他の住宅"の占める割合は 1%程度であり、前回調査時点と比較して減少傾向にあることから、"その他の住宅"についても、荒廃した空き家となる前に、解体等により空き家状態が解消されるものが多いと考えられます。

なお、法は、"空き家の適切な管理の促進"だけでなく、"空き家の活用の促進"についても重要な空き家対策であるとしています。本市の空き家は増加傾向にあり、十分な活用がなされていない空き家が増えているものと推測されるため、市場での流通を通じた空き家の解消、公共目的での空き家の活用等も一つの改善策として検討する必要があると考えられます。

図表7:「住宅・土地統計調査」における本市の空き家の内訳

	H10年 (1998)	H15年 (2003)	H20年 (2008)	H25年 (2013)	推移(折れ線グラフ)
空き家総数	8,750	9,640	13,190	15,460	
二次的住宅		340	680	170	
割合		3.5%	5.2%	1.1%	
賃貸用の住宅		7,000	7,170	13,010	
割合		72.6%	54.4%	84.2%	
売却用の住宅		330	860	670	
割合		3.4%	6.5%	4.3%	
その他の住宅		1,970	4,490	1,600	
割合		20.4%	34.0%	10.3%	
※H10は内訳なし					

二次的住宅 別荘やたまに寝泊まりしている人がいる住宅 舞貸用の住宅 新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅 売却用の住宅 新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅 たっている住宅 上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

赤字=問題となってくる空き家

(出典) 総務省統計局「住宅・土地統計調査」

第4章 市で把握している荒廃した空き家

後述の第3部「第1章 調査」における市独自の調査により、本市では荒廃した空き 家の所在を把握しております。

図表8:本市が把握している荒廃した空き家の所在(平成29年4月28日時点)

コード番号	町名	件数	コード番号	町名	件数
01	タマチョウ 多磨町	7	20	ミナミチョウ	5
02	ァサヒチョウ 朝日町	6	21	ホンマチ 本町	1
03	モミジガオカ 紅葉丘	12	22	カタマチ	2
04	シライトダイ 白糸台	12	23	ミャニシチョウ 宮西町	0
05	ォシタテチョウ 押立町	5	24	コトブキチョ 寿町	1
06	コヤナギチョウ 小柳町	9	25	ニツコウチョウ 日鋼町	0
07	ワカマツチョウ 若松町	4	26	ハルミチョウ 晴見町	6
08	センゲンチョウ 浅間町	5	27	サカエチョウ	7
09	テンジンチョウ 天神町	14	28	ムサンダイ 武蔵台	8
10	シンマチ 新町	19	29	キタヤマチョウ 北山町	9
11	サイワイチョ 幸町	7	30	ニシハラチョウ 西原町	15
12	フチュウチョウ 府中町	2	31	トウシバチョウ 東芝町	0
13	ミドリチョウ 緑町	0	32	ミョンチョウ 美好町	6
14	ミヤマチ 宮町	1	33	ブバイチョウ 分梅町	4
15	ハチマンチョウ	6	34	スミヨシチョウ 住吉町	9
16	シミズ オカ 清水が丘	6	35	四谷	30
17	ヒヨシチョウ 日吉町	0	36	ニッシンチョウ 日新町	1
18	ニレマサ 是政	18	37	キンシュクチョ 本宿町	9
19	ャザキチョウ 矢崎町	1	38	ニシフチョウ 西府町	7

合計 254

※本市の取組みにより解決・改善済みの空き家も含まれます

本市に所在する荒廃した空き家については、市職員が現地調査を実施し、その状況を確認して荒廃の程度に応じたランク分けを行っており、大半がランクE (建物は損傷などないが、管理が行き届いておらず樹木や雑草の繁茂があるもの)に分類されています。

図表9:荒廃した空き家のランク表

ランク	状 況
Α	倒壊や建築材等の飛散など危険が切迫しており緊急度が極めて高い
В	倒壊の危険はないが、雨戸や網戸、トタンやアンテナなどの落下や飛散の危険 がある
С	倒壊や建築材等の飛散の危険性はないが、管理が行き届いておらず損傷が激 しいもの
D	管理が行き届いておらず損傷も見られるが、当面の危険性はないもの
E	建物は損傷などないが、管理が行き届いておらず樹木や雑草の繁茂があるも の

図表 10: 荒廃した空き家のランク別件数 (平成 29年4月 28日時点)

ランク	件数
А	4
В	21
С	15
D	56
Е	158
合計	254

※本市の取組みにより解決・改善済みの空き家も含まれます

本市が把握している荒廃した空き家については、継続的に調査のうえ解決・改善を図っており、調査開始時(平成23年)から現在(平成29年4月28日時点)までに把握された荒廃した空き家のうち、半数以上は本市の取組みにより解決・改善済みとなっています。

件数 ランク 件数 解決 136 Α 3 9 未解決 118 В 合計 254 С 8 D 24 74 Ε 合計 118

図表 11: 荒廃した空き家の解決状況 (平成 29 年 4 月 28 日時点)

このように、荒廃した空き家については、本市職員の取組みにより解決・改善を図っているものの、空き家数の増加に伴い荒廃した空き家に関する相談件数も増加傾向にあり、特に法が施行された平成27年度以降は未解決件数が増えており、抜本的な原因の解消には至っておりません。

図表 12:未解決の荒廃した空き家の増減推移(各年度末時点) 年度 増 減 差引 残存数

年度	増	減	差引	残存数	
H23(調査時)	\times	\times	\searrow	101	
H23				101	
H24	16	36	-20	81	
H25	14	16	-2	79	
H26	8	9	-1	78	
H27	39	22	17	95	
H28	80	55	25	120	H29.03.31時点

第5章 市内における空き家の問題点

1 荒廃した空き家の管理

本市の空き家は、大半が"賃貸用の住宅"であり、一般的には所有者・管理業者等により適切な管理がなされていると考えられます。"その他の住宅"についても減少傾向にあることから、荒廃した空き家となる前に、解体等により空き家状態が解消されるものが多いと考えられます。

ただし、本市が把握している荒廃した空き家については、継続的に調査のうえ解決を 図っているものの、未解決件数は概ね横ばいであり、抜本的な解消には至っておりませ ん。特に、管理が行き届いておらず樹木や雑草の繁茂がある空き家が多く確認されてお り、住民の安全・安心な住環境を保全するために、所有者や管理者に適正管理の意識を 醸成する必要があります。そして、このような荒廃した空き家が新たに発生することを 抑制するための取組みも必要となります。

2 空き家の増加

また、本市の空き家は増加傾向にある中で、人口は 2020 年頃をピークに減少傾向に転じる見通しとなっており、将来的に空き家が大幅に増加する可能性もあります。空き家の増加を抑制するためには、空き家が早期に市場で取引されることが重要であり、空き家所有者等からの相談に応じる体制を整備する必要があります。

そして、本市においても少子高齢化が進む中、子育てや福祉に活用可能なストックと して空き家を利用することも検討する必要があります。

第6章 空き家対策を進めるうえでの課題

1 現状把握の必要性

(1) 所在把握の必要性

空き家対策を進めていくにあたっては、まず、市内において、どの建物が空き家になっているかという空き家の所在を網羅的に把握し、データベース化することが必要です。

② 所有者等の把握の必要性

空き家の管理は、第一義的には、権利関係者に責務があることから、空き家対策を 進めていくうえでは、権利関係者の特定が不可欠です。ただ、全国的に多くの空き家 が相続を契機に発生していると考えられることから、登記簿上の所有者と実際の所有 者が一致していないケースが多くあると考えられます。

したがって、空き家の現状把握にあたって、空き家の権利関係者も特定していく必要があります。

③ 管理状況把握の必要性

市内において、平成 23 年以降、254 件の荒廃した空き家を確認しており、うち 118 件は現在も荒廃した空き家の状態になっています。

的確な状況把握にあたっては、これら管理不全箇所の調査も行うことが必要です。

(4) 所有者等の意識・意向把握の必要性

建物が現に空き家かどうかは外観調査等からだけでは分からず、所有者等への確認が必要です。

したがって、空き家対策を進めていくためには、空き家の所有者等への意識・意向 を把握する必要があります。

⑤ 住居の状態・空き家の種類に応じた対策の必要性

①建物に居住中、②空き家化、③荒廃空き家化までの住居の各状態により、所有者 等が抱える悩みは多岐にわたります。 そこで、住居の状態に応じて、「空き家化の予防」、「空き家の流通」、「長期間の空き家の放置、荒廃化の防止」、「荒廃化した空き家の解消」、「荒廃化の再発防止」等を主眼とした適切な対策を講じることが必要です。

また、空き家の種類によっても同様に、所有者等による管理水準の向上や利活用の促進に向けた効果的な対策の検討が求められています。

2 所有者等への啓発の必要性

(1) 権利関係者のリスク認識不足

空き家の権利関係者は、遠方に居住しているなど、権利関係者自身が空き家の現状や放置することによるリスクなどを認識していないケースも考えられます。

このような権利関係者のために、法に対する理解や空き家を放置することによるリスクなどを周知していく対策を検討する必要があります。

② 適正管理に関する情報・知識不足

空き家の管理について、管理手法(自分自身で適正管理・施工業者へ依頼・管理事業者へ依頼など)についての情報・知識が不足しているケースもあります。

このような権利関係者に向けて、管理手法について情報提供を行う取組みを検討する必要があります。

3 適正管理を促進する環境整備の必要性

(1) 相談窓口の設置の必要性

空き家の権利関係者の中には、管理する気があるのに管理方法が分からないケース や、管理業者が分からないケースなど、管理に関する情報や知識が不足していること から、空き家を放置しているケースもあると考えられます。

② 専門家団体との連携

所有者等による管理促進にあたっては、建築・不動産・法律等の専門家団体の協力が不可欠です。

空き家対策を推進するために、専門家団体からの協力を得て、連携をしていく必要 があります。

③ 税制上の問題

建築物を除却したことにより、固定資産税・都市計画税の住宅用地特例から除外され徴税額が上がるうえに、除却後の土地活用・売却の見込みがない場合などには、改善意欲を低減させています。

4 資金的な対応の必要性

空き家の修繕・除却等には、場合によっては、多額の費用が必要となるため、管理 意欲がある場合にも、財政的な事情から管理不全の状態となっていることも考えられ ます。 空き家の適正管理の促進にあたっては、既存の財政的な支援策についても再検討する必要があると考えられます。

4 特定空家等に対する措置の必要性

法の施行によって、特定空家等に対する行政代執行も含めた措置が可能になりました。本市内においても、118件の荒廃した空き家が確認されており、このまま放置され続け特定空家等になると、法に基づく措置を実行して解決・改善を図らなければなりません。ただし、措置は所有者等に対する私権の侵害にもなりかねないので、措置の推進にあたっては、各種基準や協議会の運営など、客観的に行っていく必要があります。

5 空き家化の予防の必要性

① 相続を契機とした空き家の増加

空き家の発生原因の一つとして、相続を契機とした原因が考えられます。不動産を相続したが利用意向がない場合や、複数名が相続人となっており、権利関係の整理が困難であるなど、相続を契機として空き家が発生するケースが多いと認識されているため、相続発生後に空き家化しない取組みを検討する必要があります。

② 高齢化に伴う空き家の増加・荒廃

本市の高齢化率が上昇傾向にある中、今後、施設入所・相続の発生など空き家が増加することが懸念されます。

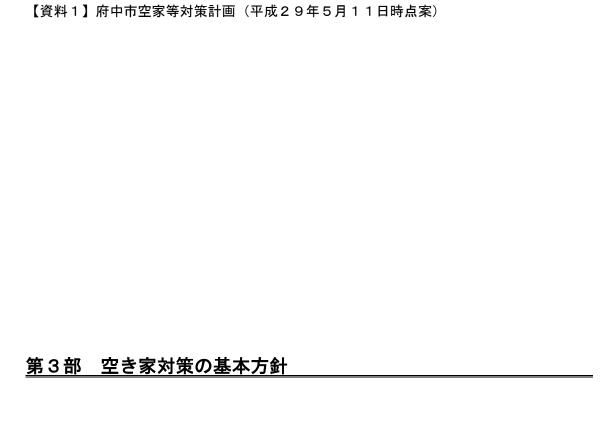
また、権利関係者の高齢化に伴って体力的な面等から管理水準が低下することも懸念されており、高齢化率が高い地域については重点的な対策を検討する必要があります。

③ 建物活用場面の創出

本市の荒廃した空き家には、比較的軽微な修繕や繁茂した樹木や雑草の管理により 直ちに利活用可能な状態のものが多くあります。このような空き家については、通常 不動産市場で流通が図られ、有効活用が進むものと考えています。しかしながら、建 物等の状態が良いにもかかわらず、所有者等の不動産活用のノウハウや依頼する関係 団体の情報等がないため、利活用されないままとなっている空き家もあり、このよう な空き家については、地域の資源として積極的な活用促進を図る必要があります。

6 地域の活動拠点等、住宅以外の用途への空き家の活用

利活用可能な空き家及び建物解体後の跡地については、様々な市施策を推進する過程で、地域の活動拠点等、その活用について可能性を検討する必要があります。



第1章 基本目標

本計画は、法第6条第1項に基づき、基本指針に則して、本市における空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画として策定するものです。本市は、空き家の所有者等、地域住民、関係機関や関係団体等への働きかけ、連携の中心的役割を担い、安心・安全で活気のある住環境を実現するために、本市が目指す空き家対策後のあるべき姿として3つの基本目標を掲げ、効果的な空き家対策を推進します。

安心・安全な住環境

荒廃した空き家の発生を予防するとともに、現に存在している荒廃した空き家の適正管理を促すことで、 市民の安心・安全な住環境を確保する。(特定空家等を発生させない)

所有者や管理者による適正管理

「適正管理は所有者・管理者の責務」との前提に立ち、行政は公益上必要な取組みを適切に実施する。また、「助言・指導」及び「社会的な問題意識の高まり」により、所有者・管理者が責任をもって管理を行う機運を醸成する。

行政・地域・関係団体の連携(協働による問題解決)

空き家の把握や適正管理指導等において、行政が地域や関係団体と連携し、協働で問題解決に取り組んでいく。"市場流通"を空き家問題の有効な解決策と捉え、関係団体との連携を進める。(「その他の住宅」の割合を減らす)

1 安心・安全な住環境

今後、所有者等の認識不足や高齢化又は相続に伴い、荒廃した空き家の増加が懸念されることから、荒廃した空き家の発生を予防する対策を実施します。また、本市の空き家に対する対策に関する情報を市民に広く周知することで、空き家に関する市民の問題意識を高め、空き家の適正な管理を促すとともに、周辺に悪影響を及ぼす荒廃化した空き家に対しては、法を活用した実効性のある改善指導を行うことで、市民の安全・安心な暮らしを確保します。

2 所有者や管理者による適正管理

適切な管理が行われずに荒廃化した空き家を放置すると、安全性の低下、公衆衛生の 悪化、景観の阻害等の多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深 刻な影響を及ぼす可能性があります。

法第3条において、空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものと規定しており、空き家の管理責任は第一義的には所有者等に帰属します。よって、本市は、これら所有者等が自発的・持続的な適正管理を行うことができるよう、権利関係者への空き家の状況の周知、技術的な助言、財政的支援策の新設等を行い、適正管理の促進を目指します。

3 行政・地域・関係団体の連携(協働による問題解決)

空き家に関する対策を推進するため、地域の空き家の実態把握のみならず、地域に最も身近な存在である地域住民との協力体制の確立が不可欠です。このため、本市と市民・地元住民および地元自治会との連携を強化します。

また、空き家に関する対策は、法に限らず、建築基準法、道路法、消防法、災害対策 基本法、災害救助法、民法等の各法律の目的に沿った適正な運用を図ることが必要とな る場合も考えられます。これらの取組みについて、関係団体との連携を強化します。ま た空き家に関し所有者等から寄せられる相談については、相続や不動産等の専門知識を 要する場合もあるため、これらの関係団体との協力体制を整備します。

第2章 方向性ごとの施策

本市では、基本目標を実現するための対策・取組みを検討するにあたり、それぞれが目指す方向性を以下のとおり定めます。

第1節 住居の状態に応じた対策

住居の状態	市の取組み(案)			
		・ 市ホームページ等を活用した啓発		
居住	 1 空き家化予防	· 木造住宅耐震診断·耐震改修等助成		
中	(所有者・管理者への啓発)	・協議会委員への相談・連携		
		・ 相続に係る相談体制		
		・ 市ホームページ等を活用した啓発		
		・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に		
	2 空き家の流通 (中古住宅としての市場流通)	基づく相談体制の整備		
m		・ 協議会委員への相談・連携		
空 き 家		・ 相談があった場合の利活用検討 ※詳細は5へ		
家化		・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に		
		基づく相談体制の整備		
	3 長期間の放置、荒廃化のおそれ (特措法に基づく措置の検討)	・ 関係機関と連携した防火、防犯対策		
		・ 庁内で連携した所有者、管理者の把握		
		・ 特措法の運用(空家等対策協議会の運営)		
荒		・ 市ホームページ等を活用した啓発		
廃		・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に		
空き	4 空き家荒廃化の再発防止 (所有者・管理者への啓発)	基づく相談体制の整備		
き 家 化	What are willy	・協議会委員への相談・連携		
16		・ リスト化した情報をもとに定期的な適正管理指導		

居住中

• 空き家化の予防

空き家化

- 中古住宅としての市場流 通促進
- 長期間の放置、荒廃化の 防止

荒廃空き家化

- 荒廃化した空き家の解消
- 荒廃化の再発防止

「居住中」~「空き家化」~「荒廃空き家化」までの住居の状態に応じて、1 空き家化の予防、2 空き家の流通促進、空き家の長期間の放置、荒廃化の防止、3 荒廃化した空き家の解消、荒廃化の再発防止を主眼に置いた対策を講じます。具体的な対策は以下のとおりです。

1 居住中

人が住んでいる居住中の段階では、「空き家化の予防」を主眼に、以下の対策を講じます。

(1) 市ホームページ等を活用した啓発

空き家に関する対策を進めるうえで、市民による空き家の有効活用や適切な管理に対する意識を高めることが必要です。そのため、本市が解決に向けて取り組むべき空き家の諸問題について、ホームページやリーフレット、広報誌等を用いて市民の意識を高め、空き家発生の予防につなげていきます。

② 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成

住居としての規模や性能が不十分であると、長期にわたり住み続けることや住み継ぐことが難しく、このようなことが空き家を発生させる要因の一つであると考えられます。このため、住宅ストックの良質化を推進していくことが、将来的な空き家化の予防につながると考えられます。

そこで、本市で実施している木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業の利用を通じ、 既存住宅の質の向上を図ります。

③ 相談・連携体制の整備

所有者等の高齢化や相続、費用面等、空き家を発生させる原因は多岐にわたりますが、所有者等によっての大きな課題は、住居に関する悩みの相談先を含む「情報の不足」であると考えられます。そこで、空家等対策協議会との連携により所有者等から様々な悩みをお寄せいただく市の相談窓口を一本化し、相談しやすい環境を整備するとともに、市関係課や協議会委員との連携を円滑に図ることで、空き家の所有者等のみならず、現に居住中の所有者等も対象にした相談に対応します。

4) 相続に起因する空き家化の予防

空き家発生の大きな要因として、相続が挙げられます。

今後も増加する高齢者世帯や単身高齢者等に対する各種援助・相談を実施します。 また、民生委員や社会福祉法人府中市社会福祉協議会との連携体制により、高齢所有 者等に対する相続への備え(相続登記の推進、成年後見制度の活用)等に関する啓発 を通じて、相続に起因する空き家化の予防を図ります。

2 空き家化

空き家となった段階では、「空き家の流通」「長期間の放置、荒廃化の防止」を主眼に、 以下の対策を講じます。

① 空き家の流通

ア 市ホームページ等を活用した啓発

空き家の中には、建物の状態や敷地条件が良いにも関わらず、所有者等に不動産活用のノウハウがないことや、仲介やリフォーム等を依頼する事業者の心当たりがないこと等のために、利活用されないままとなっているものもあります。これらについて、市ホームページを活用した利活用案内等を実施し、適正に不動産流通に乗せられるよう誘導していきます。

イ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づ く相談体制の整備

東京都では、空き家の有効活用、適正管理等を推進するため、不動産・建築・法律等の専門家団体および金融機関と、協力・連携に関する協定を締結しています。 本協定に基づき、現在、本市を始め都内の空き家所有者等に対し、専門家等による相談対応を行っています。本相談対応窓口を活用して、空き家の所有者等を対象にした相談に対応します。

- ウ 協議会委員への相談・連携
 - 1 (3) と同様、総合相談窓口の設置により空き家所有者等を対象にした相談に対応します。
- エ 相談があった場合の利活用検討

所有者等から空き家の利活用に関する相談があった場合には、空き家の所有者や中古住宅の取得希望者に対し、相談内容に対応する関係団体窓口を案内することで、リフォーム等の促進、中古住宅としての流通に向けた所有者や取得希望者の動きを支援し、市場流通・利活用の促進を図ります。

② 長期間の放置、荒廃化の防止

- ア 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備
 - 2(1)②と同様、本相談対応窓口を活用して、空き家の所有者等を対象に土地・ 建物の売却・賃貸や有効活用に向けた相談に対応します。
- イ 関係機関と連携した防火、防犯対策

放置された空き家の増加は、誰も住んでいないため侵入しやすい、草木等が生い茂って火災の危険が高い、管理が不十分となり不審者による侵入の危険が高い、火災発生の場合に発見が遅れる等の防犯上、防火上の問題を生じさせます。そこで、地域住民の見守りの目による空き家の早期把握、見回り体制の確立や、消防等の関係機関と連携し、消防法の運用により火災等の予防に危険な空き家の所有者等に対する必要な措置を実施します。

ウ 庁内で連携した所有者、管理者の把握

空き家がもたらす問題は多岐にわたる一方で、その所有者等の特定が困難である

等の解決すべき課題も多く存在します。そこで、庁内関係部署との連携により、空き家に対し登記情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報、近隣住民等からの情報収集等により、所有者等の特定に努めます。

エ 法の運用(空家等対策協議会の運営)

管理が不十分な空き家に対しては、庁内関係部署の連携体制を構築し、改善に向けた空き家の所有者等への指導を実施します。

また、周辺住民からの相談に対しては、まずは相談内容に応じて本市の相談窓口が対応し、課題が複数部署にまたがる案件に対しては、庁内関係部署や空家等対策協議会が連携して空き家の所有者等への助言・指導を行います。

3 荒廃空き家化

荒廃した空き家となった段階では、「荒廃化した空き家の解消」、「荒廃化の再発防止」 を主眼に、以下の対策を講じます。

(1) 市ホームページ等を活用した啓発

荒廃化した空き家のうち、周辺に対して悪影響を及ぼしているものについては、本市と空家等対策協議会の連携による十分な検討を踏まえ、「特定空家等」と判定し、措置を行う場合があります。

なお、特定空家等に該当すると考えられる場合であっても、直ちに法第9条第2項に基づく立入調査や法第14条第1項に基づく指導等の手続を開始するのではなく、まず、空き家の所有者等に情報を提供し、所有者等の事情を勘案したうえで、対応方法を検討します。

一方で、危険が切迫している等周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を 講ずる必要があると認められる場合は、必要な手続を経て、法第 14 条の勧告、命令又 は代執行に係る措置を迅速に講ずる必要があります。

本市では、市ホームページを活用した本計画および法による措置の手順について市民に周知するとともに、生命、身体、財産、生活環境への影響等、特に危険性が高く、特定空家等として認められる空き家については、法の権限を適切に行使することで、市民の安全・安心を確保します。

② 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく 相談体制の整備

2 (1)②と同様、本相談対応窓口を活用して、荒廃化が解消した空き家の所有者 等を対象に、土地・建物の売却・賃貸や有効活用に向けた相談に対応します。

また、庭木の剪定や地域の見守り活動等に従事する協力事業者を新たな協定締結等により確保し、協働による空き家荒廃化の解決・改善を目指します。

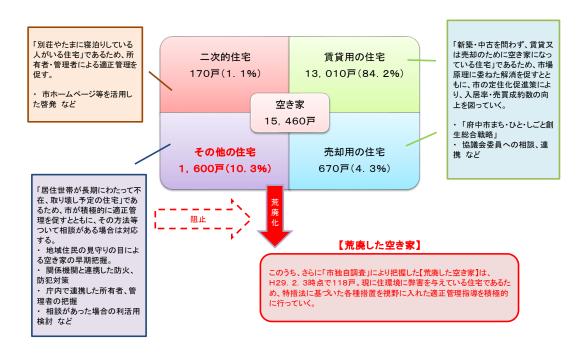
③ 協議会委員への相談・連携

荒廃化が解消した空き家について、荒廃化の再発を予防するため、空家等対策協議会を通じた関係団体との連携による土地・建物の売却・賃貸や有効活用に向けた相談に対応します。

4 リスト化した情報をもとに定期的な適正管理指導

荒廃化が解消した空き家についても、リスト化した情報をもとに荒廃化の再発を予防するための市担当者や連携する関係団体による定期的な助言・指導を行います。

第2節 空き家の種類に応じた対策



空き家対策は、基本的に前項の住居の状態に応じた対策を行っていきますが、住宅・ 土地統計調査における空き家の種類に応じて効果的な対策を講じます。具体的な対策は 以下のとおりです。

1 二次的住宅

別荘やセカンドハウスなどの二次的住宅については、本市内に数は多くありません。 また、定期的に使用されている限りは特措法上の空家等に該当するものではありません が、別荘などは放置されがちですので、空き家の状態になっていないかどうか、必要に 応じて利用実態調査などを行い、注視します。

2 賃貸用の住宅

本市において最も多いのがマンション、アパートなどの賃貸用の住宅で、住宅・土地 統計によれば市内の空き家の84%が賃貸用の空き家となっています。

賃貸用の住宅については、基本的には民間の市場原理に即した有効活用がされていくべきものと考えますが、市のホームページ等による啓発、所有者への情報提供、相談窓口を通じて有効活用をサポートします。

また、一部に入居者がいないまま荒廃している賃貸用住宅も見られるため、このような建物については、所有者への働きかけや特措法による措置等を通じて管理水準の向上を促します。

3 売却用の住宅

売却用の住宅については、民間の市場原理によって、通常は有効活用がされていくものと考えますが、一部に売却できないまま滞留し、長期間空き家となっている建物もあると考えられますので、このように滞留している空き家がないかどうかなど、必要に応じて宅建業者等へのヒアリング等を行い、管理水準の維持を促します。

4 その他の住宅

以上のどれにも該当しない空き家で、長期間不在の状態になっている、または解体予定のものを指します。特に使用目的が定まらないまま放置している空き家や相続等により所有者が定まっていない空き家など、長期間放置される可能性のある空き家でありますので、地域住民の見守りの目による空き家の早期把握、関係機関と連携した防火、防犯対策、庁内で連携した所有者、管理者の把握、相続があった場合の利活用検討等を行います。

第3節 空き家の利活用検討

利活用可能な空き家について相談者への情報提供を行い、空き家が放置されることなく、継続して活用されるための支援を行います。

空き家に関する相談窓口を設置し、空家の所有者や中古住宅の取得希望者に対し、専門家団体窓口を案内することで、リフォーム等の促進、中古住宅としての流通に向けた所有者や取得希望者の動きを支援し、市場流通・利活用の促進を図ります。

空き家の活用を希望する相談者への情報提供を行い、空き家が放置されることなく、継続して活用されるための支援を行う。

相談者
(相続空家等の所有者等)

空き家の利活用相談
都のモデル事業、その他の先進事例を参考に、適した方法を情報提供する

「中市
空き家の相談窓口
市・相談者への、専門的見地に基づく助言・協力等

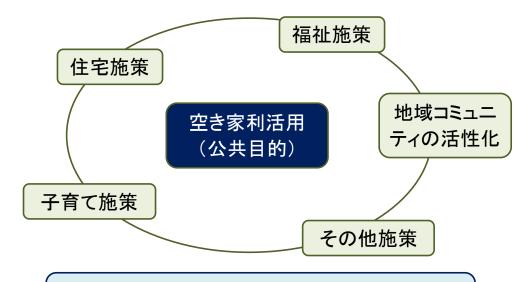
「中市空家等対策協議会

【検討事項】

・リフォーム等補助金

第4節 空き家の利活用検討(公共目的)

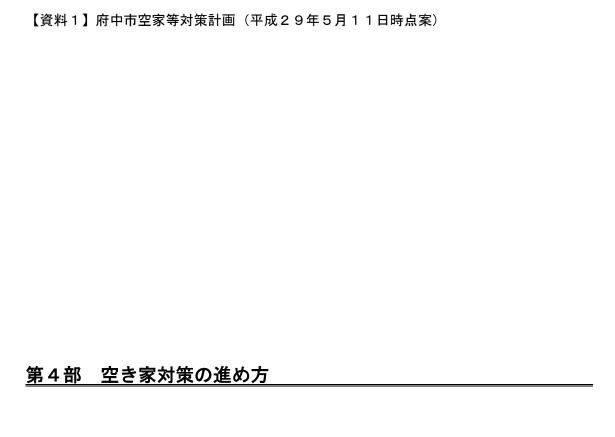
住宅や福祉、子育で等各部門における施策を進める手段としての空き家利活用について、個別事案ごとに必要な場合は検討していきます。



住宅や福祉、子育て、地域コミュニティなど各部門における施策を進める手段としての利活用を、個別事案ごとに検討する。

【検討事項】

事例集の作成



第1章 調査

本市では、「荒廃した空き家」の所在・状況等を把握するため、以下のような独自調査 を実施し、その後も市民の方の相談、本市職員の現地調査を重ねることにより、日々情 報更新を行っています。

図表 13:本市独自調査の概要

(1)	調査期間	平成23年9月~
(2)	調査方法	東京都の緊急雇用創出事業を活用して行った全戸調査結果を元に、 その後の市民相談・市職員による実地調査により、情報の更新を継 続的に実施中。
(3)	調査対象	市内全域
(4)	備考	「荒廃した空き家」とは、人が住んでいない家で、雑草や樹木が繁茂している状態など手入れがされていない家(郵便ポストや電気メータなどを外部から確認)。 また、壁や屋根がはがれていたり、雨戸や網戸、アンテナなどの落下がある家をいう。

写真等を使い、実際の調査の様子を示す。

第2章 実施体制

本市では、空き家に関する日々の市民からの相談に応えていくため、以下のような空き家対策の実施体制を整備しています。

府中市空家等対策協議会(事務局:環境政策課)

【設置根拠】「府中市空家等対策協議会条例」

- 「空家等対策計画」の作成並びに実施に関する協議を行う。
- 「特定空家等」の認定に係る協議を行う。
- 「特定空家等」に対する措置の方針などに関する協議を行う。

etc



案件の特性に よっては、員会 検討を の検議 で協議 で協議へ。



府中市空き地・空き家対策庁内検討委員会(事務局:環境政策課)

【設置根拠】「府中市空き地・空き家対策庁内検討委員会設置要領」

- 庁内の連携が必要な個別案件について協議を行う。
- 庁内で検討が必要な案件について協議を行う。

etc



生活環境部環境政策課

- ・ 定められたマニュアルに基づき、相談情報の管理を行う。
- 個別案件によって適切な対応を検討し、適宜指導及び関係課への情報提供を行う。
- 案件の特性に応じて対応を検討する。

etc



空家等に関する相談

- 隣地の空家等が管理されておらず困っている。
- 所有している空家等の処理について、どうしたらよいか分からず困っている。

etc



空家等となってしまう様々な要因

- 相続人の不在(遠地居住など)
- 相続に伴う権利関係の複雑化
- 住宅に係る固定資産税の軽減措置
- 定住人口の減少

- 所有者の心理的要因
- 建築基準法の接道規制など土地利用
 - 規制の影響
- 新築住宅の供給過剰

etc

また、空き家に対する取組みについては、本市の関連各部・各課が連携して実施します。関係各部・各課による取組みの概要は以下のとおりです。

取組み内容(案)

- ・法律相談・税務相談(所有者及び隣人等からの相談)
- ・税務相談・登記相談(空き家となった家屋の所有者及びその相続人からの相談)
- ・防火対策、消防署・消防団との連携
- ・住宅用地特例の解除(特定空家等について環境政策課と連携)
- ・空き家の所有者に係る情報(氏名・住所等)についての連携
- ・空き家の利活用に係る相談
- ・相談窓口、庁内検討委員会事務局、法に基づく各種体制整備、空家等対策協議会の運営、空家等対策計画の作成など
- ・防犯対策、警察署との連携
- ・不法投棄に関する指導、不法投棄防止看板設置、廃棄物処理業者の紹介など
- ・自治会連合会と連携した情報収集の仕組みづくりにおける支援
- ・独居高齢者対策としての民生委員・社会福祉協議会との連携
- ・福祉総合相談を通じた情報の把握
- ・要介護認定申請の有無などについて、個人情報を考慮のうえ可能な範囲内で情報提供
- 市道の管理、法定外公共物の管理
- ・「府中市耐震改修促進計画」に基づく市内建築物の耐震化

第3章 府中市空家等対策協議会

本市では、「空家等対策計画」策定のほか、特定空家等の認定などについて、空き家対策に関する専門的な見地に基づき審査、審議、調査等を行うため、法第7条に基づき、平成28年4月に「府中市空家等対策協議会条例」を施行し、『府中市空家等対策協議会』を設置しました。

本協議会の役割としては、上記のほか、空き家対策に取り組む各主体間の連携を強化し、相互に協力し合う"協働"で対策を進める場としての機能が期待されます。

府中市空家等 対策協議会 市内 事業所等

図表 14: 府中市空家等対策協議会の役割に関するイメージ図

【資料1】	府中市空家等対策計画	(平成29年5月11日時点	(案系

第5部 相談への対応

空き家対策の課題は多岐に渡っているため、本市のみならず、関係部局・地域団体・ 専門家団体などとの協力体制を構築していく必要があります。

1 相談窓口

生活環境部環境政策課において、空き家の相談窓口を一元化し、部内関係各課及び関係部との協力体制を構築し、ワンストップ化を実現します。

2 各専門家団体との連携

各専門家団体と連携し、空き家の適切な管理方法や不動産流通に関する相談、相続などの問題等、さまざまな問題について相談できる相談体制の充実を図ります。

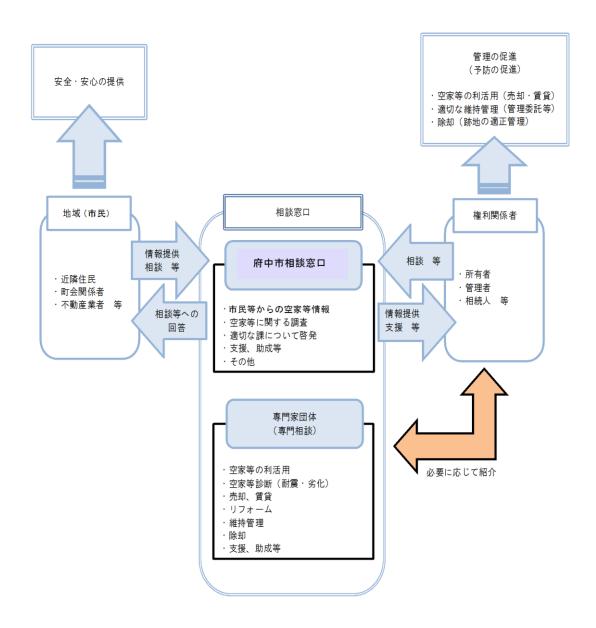
また、相談者からの意見や要望等を踏まえ、相談体制及び相談内容の充実を図ります。

- ⑦ 各専門家団体や事業者と空き家対策のための協定等を締結し、関係団体等との連携の充実を図ります。
 - ○(例)東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定

※本市・関係団体との協定締結に関する記載を予定

(イ) 権利関係者への啓発、中古住宅としての流通・利用促進、管理不全の防止や跡地の有効活用などの諸施策を総合的に推進していくために、専門家団体と連携した総合相談窓口を設置します。

図表 15:総合相談窓口 (イメージ)





第6部 特定空家等

第1章 特定空家等に対する措置

特定空家等については、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが多いため、速やかな改善が求められます。よって、早期に助言又は指導を行うことが必要です。したがって、適切な管理が行われない空き家の所有者等に対しては、まず当該空き家の現状を伝えるとともに、所有者の事情を聴取した上で当該空き家の状態の改善について依頼します。その上で改善がみられない場合、(1)の判断基準に則り特定空家等であると判断した空き家については(2)に示す手順に則り措置を実施します。

また、特定空家等に該当しない場合でも、近隣に悪影響を及ぼす場合は、市は、空き 家の所有者等に対して、修繕、除却、立木の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図る ために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行い、早期解決に努めます。

1 特定空家等の判断基準

特定空家等に該当するか否かについては、国の示した「『特定空家等に対する措置』に 関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)」等に基づき特定空家等を判 断するにあたっての参考となる指針を判断基準とします。

2 措置の実施

(1) 立入調査の実施

市からの助言又は指導にもかかわらず改善がみられない場合、必要と認められる範囲において、職員等は立入調査を実施し、敷地及び建物の状況を把握します。

② 庁内会議での判定

立入調査等の結果を踏まえ、後述する③~⑥の措置を決定するにあたり、必要に応じて庁内会議において意見を求めることとします。また内容の変更を行う場合においても、必要に応じて庁内会議において意見を求めるものとします。

③ 特定空家等の所有者等への勧告

助言又は指導にもかかわらず改善がみられない場合、相当の猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行います。

勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅用地の特例が適用されなくなることから、 税担当部局と十分な調整を行うとともに、所有者等にもその旨を通知します。

(4) 特定空家等の所有者等への命令

勧告を受けた所有者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当の猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じます。

り 特定空家等の所有者等が行うべき措置に係る代執行

命令に係る措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、自ら所有者等が為すべき行為をし、 又は第三者をしてこれをさせます。

⑥ 特定空家等の所有者等が行うべき措置に係る略式代執行

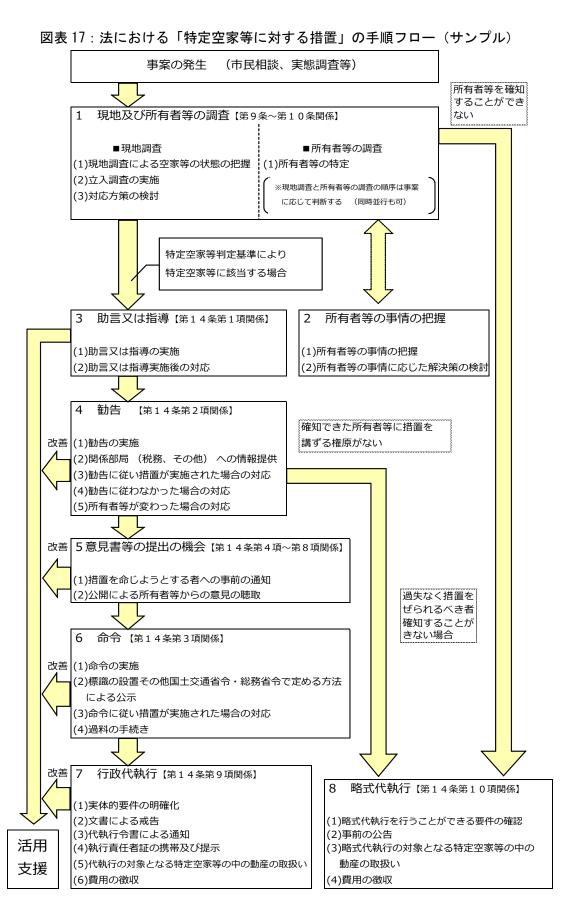
勧告に係る措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知できない場合(過失がなくて助言もしくは指導又は勧告が行われるべき者を確知することができないため、命令を行うことができないときを含む。)は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者もしくは委任した者に行わせます。

3 固定資産税等の住宅用地特例措置の除外

法第 14 条第 2 項の規定に基づく勧告を受けた特定空家等については、固定資産税及び 都市計画税の住宅用地の特例を解除します。

図表 16: 固定資産税及び都市計画税の住宅用地の特例措置

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例内容	
任七州地の区が	住七州地区分少靶团 	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の部分	1/6に軽減	1/3に軽減
一般住宅用地	面積が200㎡を超える部分	1/3に軽減	2/3に軽減



第2章 その他対処(応急措置)

「特定空家等」に対する行政代執行は、法及び行政代執行法に基づく一定の手続きを要するため、緊急の場合(倒壊等の危険性が非常に切迫しているなど)への対応は困難であることから、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要最小限度の措置(応急措置)を講ずることを検討します。なお、応急措置は、その方法によることでしか解決が困難である場合のみ認められるものであり、その他の方法(消防法による緊急措置等)により、危険回避が可能な場合には行わないものとします。

応急措置は、倒壊等の周辺への危険回避を図らなければならない状況が切迫している場合に、必要最小限の措置を講ずるものであり、根本的な解決を図るものではありません。具体的には、飛散の可能性のある屋根へのブルーシートやネットの設置、落下の危険性の高い箇所についての部分的な撤去等が想定されます。

応急措置の実施については、協議会で十分検討・協議するものとします。実施にあたっては、実施内容、実施範囲等について慎重に検討したうえで、具体的な手法等を確認しながら実施することとします。その際に、権利関係者が明らかである場合には、事前に権利関係者に対して応急措置の実施について同意を得るものとします。

なお、権利関係者が不明な場合や同意を得る時間がない場合については、権利関係者 の同意を得ず応急措置を実施することとします。 【資料1】府中市空家等対策計画(平成29年5月11日時点案)

第7部 その他

【資料1】府中市空家等対策計画(平成29年5月11日時点案)

耐震性の低い空き家は市場での流通が困難であり、公共目的での空き家利活用の支障 になるケースもあります。

よって、空き家化の予防策として、本市が実施している木造住宅耐震診断・耐震改修 等助成事業を活用し、耐震化により空き家となった場合の市場性を高めるとともに、耐 震性が著しく劣る空き家については、耐震除却を促進することを検討します。

以上

-資料編—

- 1. 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要版】
- 3. 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)【概要版】
- 4. 府中市空家等対策協議会条例